

令和3年度決算にかかる音威子府村財政健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度次の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととなっています。

- ① 実質赤字比率 (村の一般会計が赤字となっていないか?)
- ② 連結実質赤字比率 (村の全ての会計が赤字となっていないか?)
- ③ 実質公債費比率 (村の借金の返済にあたって資金繰りはどうなのか?)
- ④ 将来負担比率 (村が将来負担すべき経費はどれくらいなのか?)

◎健全化判断比率の状況

(単位: %)

財政指標	音威子府村の比率	早期健全化基準	財政再生基準	参考
実質赤字比率	—	15.0	20.0	—
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0	—
実質公債費比率	6.6	25.0	35.0	6.1
将来負担比率	12.1	350.0		27.8

- ⑤ 早期健全化基準 …… 財政がどれだけ悪化しているかを表す数値で、比率がこの基準を超えると、財政健全化計画の策定(要 議会議決)等が義務付けられ、計画期間内で改善しなければなりません。
- ⑥ 財政再生基準 …… 地方公共団体独自で財政運営ができるかどうかを表す数値で、比率がこの基準を超えると、「財政再建団体」となり、国等の関与による財政の再生がおこなわれます。
- ⑦ 参 考 …… 昨年度(令和2年度決算に係る)音威子府村の比率です。

◎資金不足比率の状況

(単位: %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	参考
簡易水道事業特別会計	—	20.0	—
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	—

- ⑧ 経営健全化基準 …… 年間支出が年間収入に比べてどれだけ足りないかを表す数値で比率がこの基準を超えると、経営健全化計画の策定が義務付けられ、計画期間内で改善しなければなりません。

音威子府村では、全会計に赤字はなく、健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っております。

詳細については、総務課総務財政室財政管理係(電話 5-3311)にお問い合わせください。